

資料（ 経営会議 調整会議 ）

開催日：平成 21 年 7 月 16 日（木）

担当課：市民経済部 保険年金課

<p>件 名：大和市国民健康保険条例第 8 条「出産育児一時金」の支給額等の改正について</p>	
<p>提出理由：健康保険法施行令に定める出産育児一時金の額が 38 万円から 42 万円に引き上げられることに伴い、本市の国民健康保険条例に規定される同一時金を同様に引き上げることに伴って国民健康保険運営協議会に諮問するため。</p>	
<p>1 背景 少子化対策の一層の推進を図るため、安心して出産できる環境整備として出産育児一時金を 38 万円から 42 万円に引き上げ、出産にかかる費用の経済的負担を軽減することとなった。 なお、この措置は平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出生した子に対する暫定措置である。</p>	<p>平成 21 年 10 月から、原則、被保険者が事前に医療機関等と支給申請及び受取の代理契約を締結することで、出産後、医療機関等が支払機関（国保連合会）へ直接費用請求を行ない、支払機関が医療機関等に支払うことが可能となる。 支払機関は、月ごとに支払額を取りまとめて市へ請求を行い、これに応じ市は支払機関へ相当額を支払う。</p>
<p>2 改正の内容 大和市国民健康保険条例第 8 条に規定された出産育児一時金の 38 万円を 42 万円とすることを附則に定める。 この改正は、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出生した子に適用する。</p>	<p>4 財源等 一件あたりの引上げ額 4 万円の財源内訳 ・ 4 万円 × 1/2（国庫補助） ・ 4 万円 × 1/2 × 2/3（一般会計繰入） ・ 4 万円 × 1/2 × 1/3（保険税）</p> <p>必要経費 平成 21 年 10 月～平成 22 年 3 月（6 ヶ月） 238 件 × 4 万円 = 952 万円（見込み） 平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月（12 ヶ月） 495 件 × 4 万円 = 1980 万円（見込み） 合計 2,932 万円 国庫補助金 1,466 万円 市費 1,466 万円 （内国保税 1/3 489 万円）</p>
<p>3 その他の改正点 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の実施に伴い、国民健康保険条例施行規則等の所要の改正をする。</p>	
<p>経過 H21・5・22 健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布（出産育児一時金の額改定） H21・5・29 「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」の創設に係る実施要綱制定</p>	<p>今後の予定 H21・7・23 国保運営協議会に諮問（答申） 7・下旬 県に事前協議（～8月上旬） H21・9 第3回議会 （（改正条例、補正予算の上程） H21・10 条例施行</p>